

第3号議案 役員選挙におけるクォータ制導入承認の件

1) クォータ制導入の趣旨

一般社団法人日本作業療法士協会（本会）は会員の視点に立った会員のための協会活動を実施する責務がある。本会の会員は2022年に64,488名となり、年齢も21～30歳が32.4%、31～40歳が36.5%、41～50歳が22.8%、51～60歳が6.9%、61歳以上が1.2%と、さまざまな年齢層の作業療法士が所属していることが分かる。このなかには、20代～30代の子育て世代や、40代以上の介護世代など、作業療法士としての仕事以外にもさまざまな役割を担っている世代が含まれる。

また、作業療法の職域も多様に変化しており、『作業療法白書2021』によると、病院などの医療関連施設で働く作業療法士が48.6%と依然として多いものの、介護関連施設（13.3%）や障害関連施設（2.5%）、児童発達支援センターや放課後等デイサービスなどで働く会員も増えつつある。本会は会員が安心して働ける環境を整えることを責務としている。会員の視点に立った活動を展開するためには、理事会や社員総会、協会のさまざまな部・室や委員会等の活動もさまざまな視点から多様性を捉え、意見を反映する必要があると考える。

そこで、年齢から領域まで多様性に満ちた会員の視点に立った会員のための協会活動を実現するための第一歩として、本会は「クォータ制」を導入する。「クォータ制（quota system）」とは、人種や性別、宗教などを基準に、一定の比率で人数を割り当てる制度のことを指し、多様な会員構成を反映した組織づくりを可能にするものである。一般的に、意思決定の場において少数派が無視できない影響を及ぼすようになる分岐点を「クリティカル・マス」といい、世界的に見て30%がその基準的な数値であるとされている。つまり、特定の属性が30%以上を占めることが多様に配慮した組織として必要な条件であるといえる。

「クォータ制」には様々な属性を取り入れる必要があるが、政府はジェンダーに着目し、指導的地位に占める女性の割合が2020年代早期に30%程度となるよう取組を進めており、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが少ないような社会となることを目指している（『第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～』令和2年12月25日）。そして、そのためには、国際的水準も意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）49も含め、人材登用や育成における取組を強化する必要があると述べている。

そこで、本会においても、ジェンダーバランスのとれた組織を作っていくために、まずは役員選挙の構造改革を行っていく。本会の会員における性別割合は、データのある1987年以降、男性30%台、女性60%台で推移している。一方、役員における女性割合は、設立の1966年は77.8%でスタートしたが、1973年以降は50%前後で推移、1987年からは40%以下となり、2009年からは20%前後の推移となっている。このような状況に鑑み、2025年の役員改選において「ジェンダーに着目した候補者クォータ制」を導入し、それ以降の役員改選では「ジェンダーに着目した当選者クォータ制」の導入を目指していきたい。また代議員改選においても「ジェンダーに着目した候補者クォータ制」を2027年に導入することを検討し、協会活動に「誰もが参画できる権利がある」と会員が実感できるようにしていきたい。このように、今後は領域や世代にも焦点を当てた本会のダイバーシティ推進事業として、「誰もが主役多様な協会へ」というスローガンの下、バランスのとれた協会組織の再構成を目指していく。

今後の展望として、特定のジェンダーや世代の協会活動への参画のしにくさを解消するためには、協会活動の整理が必要である。協会活動の参画方法の再検討や職務内容の整理、協会活動に参画するメ

リット・やりがい・クレジットを明らかにするなど、誰もが活躍しやすい土壌づくりを同時に進めることがクォータ制導入の実現には不可欠である。

2) 役員選挙におけるクォータ制の骨子

役員のカォータ制導入については、定款第24条に規定されている役員の定数には変更を加えず、役員選出規程の改定で対応する。以下に、役員選出方法の骨子を述べる。

【第一段階】 「ジェンダーに着目した候補者クォータ制」 を導入する。

2025年の役員改選に向け、次の改定を行う。

現行の役員選出規程では、「立候補者数が最多の定数を満たさない場合は、最多の定数を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。」と規定しているが、これに加え、「理事においては男性8名以上、女性8名以上、監事においては男性1名以上、女性1名以上の立候補者がいない場合に、理事会は、性別ごとに不足する人数を満たすべく推薦候補者を追加で擁立する。」を加える。

【第二段階】 「ジェンダーに着目した当選者クォータ制」 の導入を目指す。

2025年の役員選挙の動向を確認し、安定的な運用の見通しが立てば、段階的に（早ければ2027年から）「当選者クォータ制」の導入を目指す。「当選者クォータ制」を実現するための選挙制度の詳細は改めて社員総会に諮ることとする。

3) 役員選出規程の改定案

2025年の役員改選に向けた役員選出規程の改定案を以下に示す。

役員選出規程

改定案	現 行
<p>(理事会による推薦)</p> <p>第10条 理事及び監事の候補において、立候補者数が第3条に規定した最多の定数を満たさない場合は、最多の定数を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。</p> <p><u>2 理事の立候補において、男性及び女性の人数がそれぞれ8名未満の場合は、8名を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。この場合、候補者総数が最多の定数を超えることは問わない。</u></p> <p><u>3 監事の立候補において、男性及び女性の立候補者数がそれぞれ1名未満の場合は、1名を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。この場合、候補者総数が最多の定数を超えることは問わない。</u></p> <p>4 推薦候補者を擁立する理事会は、代表者名を記した役員候補者理事会推薦届（別記第2号様式）を指定された日までに選挙管理委員長へ提出する。</p> <p>5 推薦候補者は、第8条に準じ指定された日までに選挙管理委員長へ届け出る。</p> <p>6 推薦候補の届出の受理は、第9条に準じて行う。</p>	<p>(理事会による推薦)</p> <p>第10条 理事及び監事の候補において、立候補者数が第3条に規定した最多の定数を満たさない場合は、最多の定数を満たすまでの人数を候補者として理事会から推薦する。</p> <p>2 推薦候補者を擁立する理事会は、代表者名を記した役員候補者理事会推薦届（別記第2号様式）を指定された日までに選挙管理委員長へ提出する。</p> <p>3 推薦候補者は、第8条に準じ指定された日までに選挙管理委員長へ届け出る。</p> <p>4 推薦候補の届出の受理は、第9条に準じて行う。</p>